

令和元年度 松浪地区まちぢから協議会 第7回 運営委員会 次第

日時 令和元年11月20日(水) 9:30～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

令和2年度からの環境指導員制度について(環境事業センター)

1 開会(植松会長)

2 議事

(1) 市民集会議事録について

(2) 松浪地区防災訓練について(報告)

(3) 賀詞交歓会について

(4) 視察研修について

(5) 役員の改選について

(6) その他

3 防災対策部会からの進捗報告

4 自治会長部会からの進捗報告

5 市民安全部会からの進捗報告

6 自治会館の管理運営について

7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

8 松浪コミカフェ管理運営について

9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

10 会計からの報告

11 各団体からの報告・共有

(1) 松浪地区社会福祉協議会

- (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
- (3) 松浪地区老人クラブ連合会
- (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~
- (15) 食生活改善推進団体
- ~~(16) 環境指導員~~
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会
- (21) 松浪一丁目自治会
- (22) 松浪二丁目自治会
- (23) 富士見町自治会

(24) LG 富士見町自治会

(25) 常盤町自治会

(26) 緑が浜自治会

(27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

(31) 公募委員

1.2 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

1.3 スケジュールについて
別紙のとおり（総会資料事業計画等資料を参照）

1.4 閉会

次回運営委員会：令和元年12月18日（水）

平成31年賀詞交歓会 案内状送付リスト及び出席予定者 (参考)

平成30年12月12日現在

茅ヶ崎市役所関係

		所属	役職	氏名	出欠
1	1		茅ヶ崎市市長	佐藤 光	
2	2		茅ヶ崎市副市長	夜光 広純	
3	3		茅ヶ崎市副市長	山崎 正美	
4	4		教育長	神原 聡	
5	5	茅ヶ崎市 総務部	部長	秋津 伸一	
6	6	茅ヶ崎市 市民安全部	部長	添田 信三	
7	7	茅ヶ崎市 福祉部	部長	熊澤 克彦	
8	8	茅ヶ崎市 教育推進部	部長	中山 早恵子	
9	9	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	課長	富田 雄也	
10	10	茅ヶ崎市 教育委員会教育推進部社会教育課	小和田公民館 担当課長	山田 佳世恵	
11	11	茅ヶ崎市消防署警備第一課小和田出張所	所長	小田島 篤	
12	12	茅ヶ崎市消防署警備第二課小和田出張所	所長	岸 研二	
13	13	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	課長補佐	永倉 政宏	
14	14	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	担当主査	小松 浩幸	
15	15	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	副主査	忠隈 厚志	

茅ヶ崎市議会

16	1	茅ヶ崎市議会	議員	広瀬 忠夫	○
17	2	茅ヶ崎市議会	議員	水本 定弘	○

茅ヶ崎市社会福祉協議会

18	1	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 松浪地区担当	担当	長谷川 恵理子	○
----	---	---------------------------	----	---------	---

松浪地区まちぢから協議会 委員

二人目

		所属	役職	氏名	出欠		
19	1	推薦委員		植松 伸擴	○	—	—
20	2	浜竹一丁目自治会	会長	中井 汎	○	副会長	柳下 昇
21	3	浜竹二丁目自治会	会長	前田 積	○	なし	—
22	4	浜竹三丁目自治会	会長	杉本 誠	○	なし	—
23	5	浜竹四丁目自治会	会長	野津手 静郎	○	副会長	柳生 順一
24	6	松浪一丁目自治会	会長	白石 壽明	○	副会長	小海 和重
25	7	松浪二丁目自治会	会長	長谷川 清	○	副会長	立石 康夫
26	8	富士見町自治会	会長	野村 純二	○	副会長	鶴崎 洋二
27	9	LG富士見町自治会	会長	辻 俊子	○	—	—
28	10	常盤町自治会	副会長	原屋敷 典子	○	—	—
29	11	緑が浜自治会	会長	刈間 昌仁	○	副会長	前田 英明
30	12	汐見台自治会	会長	松井 教	○	副会長	谷口 哲
31	13	美住町自治会	会長	朝岡 通光	○	副会長	大内 和史
32	14	出口町自治会	会長	荒牧 喬平	○	副会長	五十嵐 優子
33	15	ひばりが丘自治会	副会長	高橋 雄二	×	—	—

松浪地区まちぢから協議会 委員

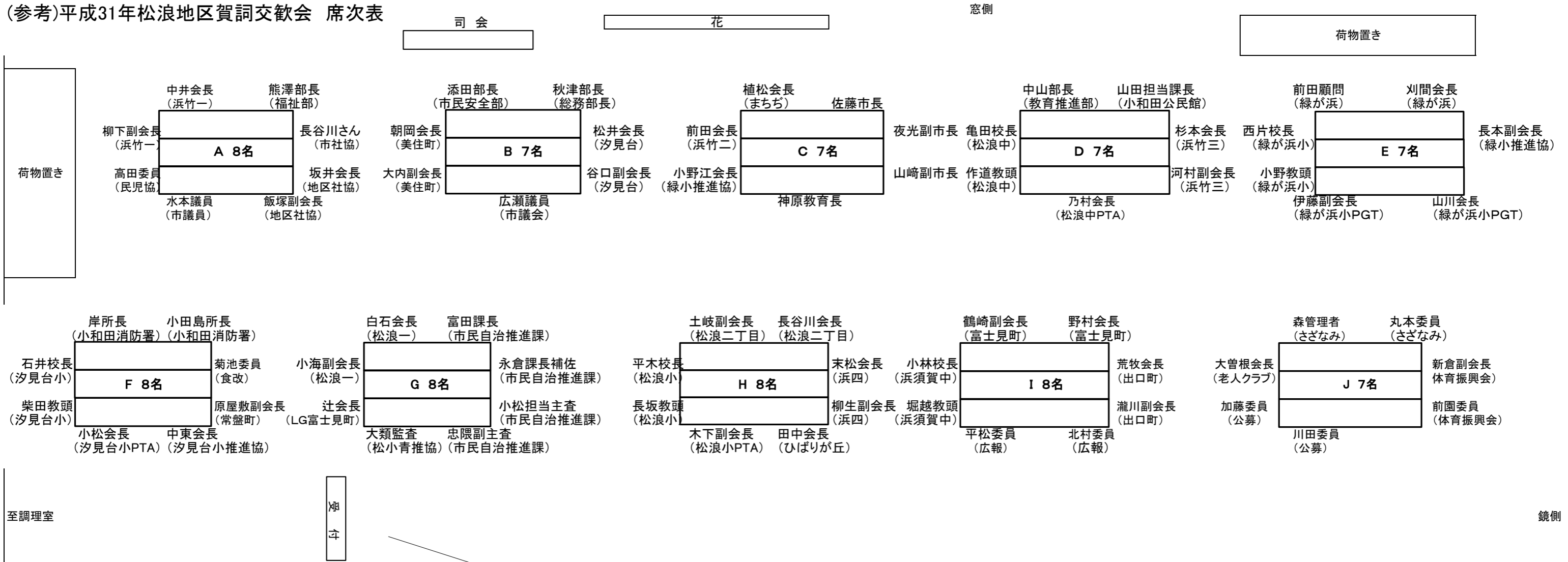
二人目

		所属	役職	氏名	出欠		
34	1	松浪地区社会福祉協議会	会長	坂井 修一	○		
35	2	松浪地区民生委員・児童委員協議会		高田 陽子	○		
36	3	松浪地区老人クラブ連合会	会長	大曾根 修一	×		
37	4	松浪地区地域包括支援センターさざなみ	管理責任者	川原 博美	○	福祉相談員	赤坂 真生
38	5	松浪小学校区青少年育成推進協議会	監査	大類 ひさ枝	○		
39	6	緑が浜小学校区青少年育成推進協議会	会長	小野江 達人	○		
40	7	汐見台小学校区青少年育成推進協議会	会長	中東 恵子	○		
41	8	松浪地区体育振興会	副会長	新倉 哲也	○		
42	9	松浪地区スポーツ少年団	会長	櫻井 武一	○		
43	10	松浪中学校PTA	会長	乃村 美穂	○		
44	11	松浪小学校PTA	会長	新井 昭子	○		
45	12	緑が浜小学校PGT	副会長	難波 美奈子	○		
46	13	汐見台小学校PTA	会長	中川 淳	×		
47	14	松浪学区子ども会連合会	会長	塩見 愛	×		
48	15	食生活改善推進団体	会員	菊池 紀子	○		
49	16	環境指導員	地区代表	石橋 幸弘	×		
50	17	公募委員		川田 昌子	○		
51	18	公募委員		加藤 敦子	○		
52	19	広報委員		平松 民平	○		
53	20	広報委員		北村 嘉秀	×		

学校関係

54	1	茅ヶ崎市立 松浪小学校	校長	國分 一哉	○
55	2	茅ヶ崎市立 松浪小学校	教頭	平木 恵美	○
56	3	茅ヶ崎市立 松浪中学校	校長	亀田 春彦	○
57	4	茅ヶ崎市立 松浪中学校	教頭	森井 康匡	○
58	5	茅ヶ崎市立 緑が浜小学校	校長	西片 尚之	○
59	6	茅ヶ崎市立 緑が浜小学校	教頭	小野 範子	○
60	7	茅ヶ崎市立 汐見台小学校	校長	松下 文彦	○
61	8	茅ヶ崎市立 汐見台小学校	教頭	柴田 貴行	○
62	9	茅ヶ崎市立 浜須賀中学校	校長	長田 清司	○
63	10	茅ヶ崎市立 浜須賀中学校	教頭	堀越 重良	○
64	11	学校法人 平和学園	理事長	山口洋一郎	×

(参考)平成31年松浪地区賀詞交歓会 席次表



令和1年11月14日

0

茅ヶ崎市長

佐藤 光 様

松浪地区まちぢから協議会
会長 植松 伸 擴

松浪地区賀詞交歓会の開催について（案）

向寒の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、松浪地域の住みよいまちづくりのためにご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、恒例の松浪地区賀詞交歓会を次のとおり開催いたします。ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

1 日時 令和2年1月11日（土） 17時から19時まで

2 場所 松浪コミュニティセンター2階 ホール1・2

※16時50分から●●○学校生徒による■■■披露を予定しています。

3 会費 2,000円（当日集金）

4 ご出欠の連絡

※誠に恐れ入りますが、12月18日（水）までにご連絡をお願い申し上げます。

松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市市民自治推進課 忠隈
住所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-82-1111 内線2412
F A X 0467-87-8118
E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和2年松浪地区賀詞交歓会出席者報告書（案）

- 1 日時 令和2年1月11日（土） 17時から19時まで
- 2 場所 松浪コミュニティセンター2階 ホール1・2
- 3 会費 2,000円（当日集金）／人

■団体名	【		】					
■出席者	1人目氏名	【		】	役職	【		】
	2人目氏名	【		】	役職	【		】

※ 各団体の出席者は2名様までとさせていただきます。

※ 本通知は、各団体の代表者様にお送りしております。お手数ですが、出席者取りまとめの上、12月18日（水）までにご提出をお願いいたします。

※ 松浪地区まちぢから協議会又は茅ヶ崎市役所市民自治推進課まで郵送、メール、FAX等によりご提出ください。

<メールアドレス> shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

<FAX> 0467-87-8118

松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市市民自治推進課 忠隈
住所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-82-1111 内線2412
FAX 0467-87-8118
E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和元年度松浪地区まちぢから協議会視察研修について（案）

1 日 時：令和2年2月19日（水）8時30分～17時00分

2 視察先

①神奈川県総合防災センター（予定）

住所：〒243-0026 神奈川県厚木市下津古下 280

電話：046-227-1700

※団体での施設見学（90分）は要予約。

②昼食（未定）

③JAXA 宇宙科学研究所 相模原キャンパス（予定）

住所：〒252-5210 神奈川県相模原市中央区由野台 3-1-1

電話：050-3362-3540

※交流棟内展示、屋外ロケットを自由見学可。バス駐車場利用は要予約。

④懇親会等（未定）

3 移 動：市マイクロバス（予定）

※市マイクロバスは補助席使用し、最大27名乗車可

4 視察の主旨

- ・地域における防災の取り組みについて調査、研究することを目的として視察を実施します。

5 そ の 他

令和2年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和元年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏 名	
会長	1	植松 伸擴（3期2年目） ※令和2年度は役員不可	
副会長	2	前田 積（2期1年目）	末松 一豊（1期1年目）
会計	2	杉本 誠（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	刈間 昌仁（1期1年目）
書記	2	朝岡 通光（2期1年目）	佐々木 睦子（1期1年目）
監事	4	菊池 紀子（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	櫻井 武一（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）
		中井 汎（1期1年目）	辻 俊子（1期1年目）

※議決区分は、総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和元年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
市民安全部部会長	白石 壽明（3年目）	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部副部会長	野村 純二（4年目）	部会	※部会による選任
防災対策部部会長	渡邊 勇次（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部副部会長	高橋 一紀（1年目）	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	前田 積（3年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	小野江 達人（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会副委員長	原屋敷 典子（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	荒牧 喬平（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪地区まちぢから協議会規約

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

・松浪コミカフェ管理運営委員会規約

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会委員が務める) 1名
- (2) 副委員長 ~~(協議会委員が務める)~~ 1名 ※規約改定済み (R1.5)
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和元年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長 (協議会会長兼務)	植松 伸擴 (2期2年目) →次期再任の場合 (3期1年目)	
副委員長 (館長)	前田 積 (2期1年目)	
副委員長 (松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務)	小野江 達人 (3期2年目) →次期再任の場合 (4期1年目)	
会計 (協議会会計兼務)	杉本 誠 (1期2年目) →次期再任の場合 (2期1年目)	
常任委員	朝岡 通光 (2期1年目)	
常任委員	佐々木 睦子 (1期1年目)	

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会会長が務める) 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 (協議会会計が務める) 1名
- (4) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

「行政からの依頼・説明事項」

No	課名	依頼等事項	広報紙掲載	概要等	説明
1	教育政策課	「茅ヶ崎市教育大綱（素案）」パブリックコメントの実施について	有（10/15号） 無	本市における教育施策の基本となる考え方を定める「茅ヶ崎市教育大綱」の素案をとりまとめたことからパブリックコメントを実施していることの周知。	市民自治推進課長
	防災対策課	「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」パブリックコメントの実施について	有（11/1号） 無	本市の防災対策をより一層推進するため、近年の災害を踏まえ行われた、国の計画、報告書やガイドライン等の策定等を基に「茅ヶ崎市地域防災計画」の修正素案をとりまとめたことからパブリックコメントを実施していることの周知。	市民自治推進課長
	文書法務課 文化生涯学習課	「（仮称）茅ヶ崎市公文書等管理条例」の考え方（案）」パブリックコメントの実施について	有（11/15号） 無	行政文書等を適正に管理し保存するためのルールとして制定する「（仮称）茅ヶ崎市公文書等管理条例」の案をとりまとめたことからパブリックコメントを実施することの周知。	市民自治推進課長
2	青少年課	「第37回茅ヶ崎市青少年育成のつどい青少年指導員まつり」の回覧依頼について	有（12/15号） 無	青少年健全育成活動の一環として、青少年指導員連絡協議会が中心となって開催する青少年指導員まつりの周知と回覧依頼。	青少年課長

3	用地管財課	市役所分庁舎コミュニティホールの利用停止について	有(11/15号) 無	令和2年度に実施する分庁舎空調設備改修工事の実施に伴いコミュニティホールの使用を一定期間停止することについての説明。	用地管財課長
4	福祉政策課	一斉改選に係る民生委員・児童委員並びに主任児童委員の委嘱について	有(/ 号) 無	令和元年12月1日の民生委員・児童委員一斉改選に関して、昨年度より各地区に推薦のご協力いただいた候補者への委嘱が正式に決定したことの報告。	福祉政策課長
5	防災対策課 高齢福祉介護課 障害福祉課	避難行動要支援者名簿の提供時期の変更及び更新データの提供について	有(/ 号) 無	令和元年12月の民生委員・児童委員一斉改選に伴い名簿の氏名及び担当区域を変更するため、新たな名簿の提供時期を2月から8月に変更すること等の説明。	障害福祉課長
6	防災対策課 高齢福祉介護課 障害福祉課	避難行動要支援制度研修会の開催について	有(/ 号) 無	避難行動要支援者制度研修会の開催周知と、実施内容について、まちぢから協議会委員の皆さまにご意見をうかがうことの説明。	障害福祉課長
7	防災対策課	令和元年度第2回防災リーダー養成研修会の開催について	有(12/15号) 無	令和2年1月から2月にかけて開催を予定している防災リーダー研修会について、自主防災組織会長からの推薦に加え、一般公募を行うことの説明。	防災対策課長

8	防災対策課	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について	有(11/1号) 無	茅ヶ崎市地域防災計画の修正素案がまとまったことから、修正概要及び、現在、実施しているパブリックコメントについての説明。	防災対策課長
9	市民自治推進課	「まちぢから協議会への効果的な支援のあり方」に関する意見交換実施結果の報告及び今後のスケジュールについて	有(/ 号) 無	8月から11月にかけて実施した各地区との意見交換の報告と、今後のスケジュール等についての説明。	市民自治推進課長

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は11月13日現在の予定であり、実際の実施においては、若干、変更になる可能性がございます。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	茅ヶ崎市教育大綱（素案）	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が義務づけられています。 それを踏まえ、茅ヶ崎市における教育施策の基本となる考え方を定めるために、茅ヶ崎市教育大綱の素案をとりまとめました。	令和元年10月31日（木）から 11月29日（金）まで	教育政策課
2	茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）	本市の防災対策をより一層推進するため、近年の災害を踏まえ行われた、防災基本計画の修正、国の報告書やガイドライン等の策定、防災関係機関の取組等を基に修正素案をまとめました。	令和元年10月31日（木）から 11月29日（金）まで	防災対策課
3	（仮称）「茅ヶ崎市公文書等管理条例」の考え方（案）	行政文書等を適正に管理し、保存するためのルールとして、「（仮称）茅ヶ崎市公文書等管理条例」の制定に向けて準備を進めています。条例の制定により、歴史的に価値がある文書を未来に引き継ぎ、市民の皆さんが利用できるようになります。	令和元年11月21日（木）から 12月20日（金）まで	文書法務課 文化生涯学習課

事務担当 市民自治推進課 協働推進担当
電 話 82-1111 内線2414・2416

第37回茅ヶ崎市青少年育成のつどい

青少年指導員まつり

日時 令和2年1月26日(日)

場所 茅ヶ崎市青少年会館 (梅田中学校向かい)

時間 11時 ~ 15時 ※荒天中止

《体験ブース》

- ★パターゴルフ
- ★びっくり箱作り
- ★カラーゴム編み
- ★コリントゲーム
- ★ラダーゲッター
- ★昔遊び
- ★ストローオーナメント
- などなど…

《発表ブース》

- ★茅ヶ崎神輿甚句
- ★エアロビクス
- ★モダンバレエ

《模擬店ブース》

- ★ポップコーン
- ★水あめ

無料で遊べるよ!!

楽しいブースがいっぱい!

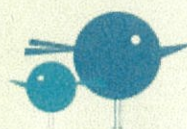
ぜひみんなで遊びに来てね!!

「青少年育成のつどい」は、茅ヶ崎市から茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会に委託されている事業で、広く市民の皆様に青少年の健全育成の大切さを理解していただくことを目的としています。

毎年、講演会などいろいろな形で開催していますが、そこにある共通の思いは、子どもたちが幸せにそして健全な心を持って育ててほしいという願いです。

さらに、この「青少年育成のつどい」を通して大人がそれぞれの立場で考え、青少年を温かく見守る地域づくりを進めていく機会になることを望んでいます。

主催:茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会/茅ヶ崎市教育委員会

お問い合わせ:茅ヶ崎市教育委員会青少年課
0467 (82) 1111 内線3351~2



令和元年11月13日
まちぢから協議会連絡会 資料2
教育推進部 青少年課

元茅教青第 号
令和元年12月 日

自治会長 様

茅ヶ崎市教育委員会青少年課長

「第37回茅ヶ崎市青少年育成のつどい」開催チラシの回覧について（依頼）

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより当市の青少年行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、地域の行ける青少年の自発的な活動とその育成活動を推進するために青少年指導員を委嘱し、青少年の健全な育成を図っております。

また、青少年指導員は市内19小学校区の地域を拠点として活動しており、地域に根ざした活動を目指しております。

このたび、青少年健全育成活動の一環として、茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会が中心となり、別添のチラシのとおり「第37回茅ヶ崎市青少年育成のつどい 青少年指導員まつり」を開催することとなりました。

つきましては、各自治会で別添チラシ回覧のご協力をお願い申し上げます。回覧担当者様には12月15日号の広報ちがさきと合わせて回覧していただけるよう、12月2日以降に回覧部数のチラシを郵送させていただきます。

自治会長様におかれましても、別紙チラシの回覧のお願いにつきまして、ご承知おきくださいますよう、よろしく願いいたします。

事務担当 教育委員会青少年課 諸坂
電 話 82-1111 内線 3351

空調工事に伴う分庁舎コミュニティホールの予約停止について

分庁舎空調設備リニューアル工事（予定）の実施に伴い、コミュニティホールの予約を次の期間のうち一定期間停止します。

- 工事期間：令和2年4月1日（水）から令和3年1月31日（日）まで（予定）
- 閉館施設：分庁舎6階集会室1・2及び5階A・B・C会議室

1 工事について

分庁舎は建設から27年が経過しており、空調設備にたびたび不具合が発生しています。そのため、空調設備の更新を行います。工事は、各階の利用状況をふまえながら、基本的にはフロアごとに実施していく予定です。

工事のスケジュールは令和2年1月末頃に決定する見込みです。コミュニティホールは利用者が多く、令和2年の夏までに優先的に工事を実施すべき個所と考えています。そのため、早期に工事が実施できるよう4月以降の予約を停止するものです。

なお、コミュニティホール部分の工事期間については、およそ1か月を予定しています。

2 予約の再開について

工事のスケジュールが確定しだい、予約の再開についてホームページを中心に周知してまいります。

6階集会室1・2



5階A・B会議室



(案)

令和元年11月13日
まちぢから協議会連絡会 資料4
福祉部 福祉政策課

令和元年 月 日

令和元年度 自治会長 各位

茅ヶ崎市福祉部福祉政策課長

一斉改選に係る民生委員・児童委員の委嘱について（報告）

寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員の一斉改選にあたり、貴自治会よりご推薦をいただきました候補者につきまして、茅ヶ崎市・神奈川県・国（厚生労働省）の審議を経て、令和元年12月1日付けで正式に民生委員・児童委員として委嘱されることが決定されましたことをご報告いたします。

この度は、ご多忙の中、民生委員・児童委員の候補者をご選出いただきましたことに改めて御礼申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※別添のとおり、令和元年12月1日付で民生委員・児童委員として委嘱される方には、同様のお知らせと委嘱式等の開催について、通知を送付しております。

また、令和元年11月30日付で民生委員・児童委員を退任される委員には、退任式の開催について、通知を送付しております。

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 鈴木・坂蒔・中村
電話 0467-82-1111（内 3221～3223）

令和元年度 民生委員等の状況(11月1日現在)

区域担当

	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	計
定数	24	19	13	28	30	20	22	28	34	18	28	20	18	302
内申数	22	19	13	27	30	20	21	28	26	18	24	18	15	281
新任	6	7	1	11	11	8	3	6	12	4	9	6	4	88
再任	16	12	12	16	19	12	18	22	14	14	15	12	11	193
欠員	2	0	0	1	0	0	1	0	8	0	4	2	3	21

主任児童委員

	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	計
定数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
内申数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	25
新任	2	0	0	0	2	0	1	1	1	2	0	1	2	12
再任	0	2	2	2	0	2	1	1	0	0	2	1	0	13
欠員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

◆定数については、令和元年度一斉改選より、区域担当を4名増員します。

- ・ 総数：324名→328名
- ・ 定数は県条例で規定されます。
(10月21日公布・12月1日施行予定)

全 体	定数 (A)	内申数 (B)	内申数		欠員数 (A-B)
			新任	再任	
区域担当	302	281	88	193	21
主任児童委員	26	25	12	13	1
合計	328	306	100	206	22

充足率(B/A)	93.3%
----------	-------

令和元年11月13日
まちぢから協議会連絡会 資料5
市民安全部 防災対策課
福祉部 障害福祉課
福祉部 高齢福祉介護課

令和元年11月 日

●●自治会長 様

防災対策課長
障害福祉課長
高齢福祉介護課長

避難行動要支援者名簿の提供時期の変更及び更新データの提供について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の市政運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年12月の民生委員・児童委員の改選にともない、避難行動要支援者名簿について、民生委員・児童委員の氏名及び担当区域の変更に対応するため、名簿の提供時期を次のとおり変更させていただきます。

また、名簿の登録状況につきまして、更新データ（「削除リスト」及び「新規登録者台帳」）を配付いたしますので、裏面の手順にしたがってお手持ちの名簿の加除等をお願いいたします。

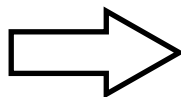
ご不便・お手数をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

①名簿の提供時期について

民生委員・児童委員の改選にともない、委員氏名及び担当区域の変更に対応するため、名簿の提供時期を次のとおり変更します。

【変更前】

令和2年2月
(12月2日現在)の情報



【変更後】

令和2年8月
(6月1日現在)の情報

(裏面へ続く)

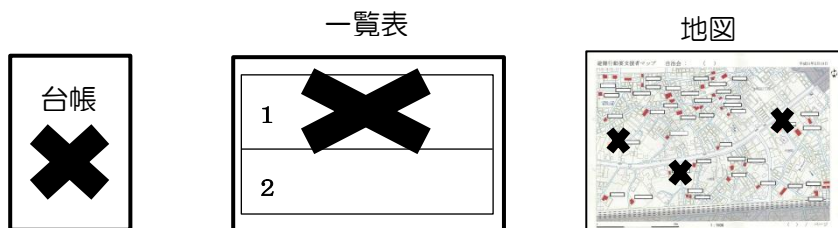
②更新データの取り扱いについて

(1) 削除リスト（別紙）の配付について

令和元年10月2日現在、転出、死亡、施設入所、入院、平常時の情報提供に同意しない等の理由により、平常時の情報提供の対象外になった方について、削除リストを配付いたします。

【手順】

お手数をお掛けいたしますが、現在お持ちの「登録台帳」「一覧表」「地図」に「×印」を記入するなどして、ご対応をお願いします。また、削除リストは、青いファイルに綴って保管をお願いします。



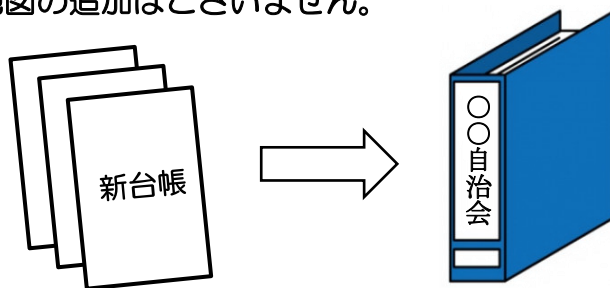
(2) 新規登録者台帳（別紙）の配付について

前回の名簿提供以降、新たに情報提供に同意し、令和元年10月10日までに名簿登録が完了した方について、登録者の台帳を配付いたします。

【手順】

お手数をお掛けいたしますが、現在お持ちの青いファイルに「新規登録台帳」の追加をお願いします。

※一覧表及び地図の追加はございません。



事務担当：福祉部 高齢福祉介護課・障害福祉課
電話：82-1111 内線3211（障害福祉課）
内線2122（高齢福祉介護課）

本通知の発送は、
令和2年1月以降となります。

令和元年11月13日
まちぢから協議会連絡会 資料6
市民安全部 防災対策課
福祉部 障害福祉課
福祉部 高齢福祉介護課

令和2年1月 日

各自治会長 様

茅ヶ崎市防災対策課長
茅ヶ崎市障害福祉課長
茅ヶ崎市高齢福祉介護課長

避難行動要支援者支援制度研修会の開催について（お知らせ）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の市政運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方々を支援するために平成29年度より「避難行動要支援者支援制度」の取り組みを開始し、同年8月より、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、自主防災組織等のみなさまに「避難行動要支援者名簿」を配付させていただき、平常時から地域での助け合いの力を高めていただいております。

この度、次のとおり、研修会を開催いたします。つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、避難支援等関係者の皆様の御出席に御協力をお願いいたします。

なお、会場の都合により、各自治会2～3名程度の御出席をお願いいたします。

※本通知は、自治会長、自主防災組織（自治会長と兼任でない場合のみ）、民生委員・児童委員、地域包括支援センターの皆様を送付しております。

1 日時

【第1回】 令和2年2月1日（土） 9時30分～11時30分

【第2回】 令和2年2月3日（月） 14時～16時

※内容は各回とも同様です。いずれかの回への御参加をお願いします。

出席につきまして、別紙「出席確認票」を①FAX、②郵送、③電話のいずれかの方法で、1月24日（金）17時までに御回答ください。

2 場所

【第1回】 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1～5

【第2回】 茅ヶ崎市役所分庁舎6階 コミュニティホール

3 対象

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者

4 内容（予定）

- ・個人情報取り扱いについて
- ・地域における平常時の名簿を活用した取組みに関する事例紹介 ほか

（裏面につづく）

5 その他

バイク・自転車でお越しの方は、市役所分庁舎東側に駐輪してください。

車でお越しの方は、第1駐車場（市営駐車場）、第2駐車場（市役所駐車場）、第3駐車場（総合体育館）、第4駐車場（市民文化会館）を御利用ください。また、駐車料金の減免手続きをしますので、駐車券を説明会会場までお持ちください。

《会場案内図》



事務担当：市民安全部 防災対策課、福祉部 高齢福祉介護課・障害福祉課

電話：82-1111 内線1461（防災対策課）

内線3211（障害福祉課）

内線2122（高齢福祉介護課）

FAX：82-1435（高齢福祉介護課）

出席確認票

出席者について、下記のいずれかの方法で、

1月24日(金)17時までにご回答ください。

① F A X 0 4 6 7 - 8 2 - 1 4 3 5

② 郵 送 〒 2 5 3 - 8 6 8 6

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

高齢福祉介護課生きがい創出担当行

③ 電 話 0 4 6 7 - 8 2 - 1 1 1 1 (代表)

内線 2 1 2 2、2 1 2 3

高齢福祉介護課生きがい創出担当

茅ヶ崎市高齢福祉介護課 行

自治会名 _____ 自治会

避難行動要支援者支援制度研修会の出席について (回答)

※内容は2回とも同じです。御都合の良い日程での参加をお願いします。

参加を希望される回に氏名をご記入ください。

第1回 (2月1日(土) 9時30分~11時30分)

第2回 (2月3日(月) 14時~16時)

令和元年度第2回防災リーダー養成研修会の開催について

防災リーダー養成研修会については、年2回開催し、自主防災組織会長に推薦していただいた方に受講をしていただいております。

今回についても、平成31年1～2月に開催しました「平成30年度第2回防災リーダー養成研修会」に引き続き、地域の防災活動に興味があっても、自主防災組織の活動や防災リーダー養成研修会に参加する機会がなかった方に参加の機会を提供し、意欲があり継続的に活動できる人材を掘り起こすことを目的に、参加者の一部に公募を試行いたします。

なお、自主防災組織の皆様にも推薦をお願いいたしますので、御負担をおかけし恐縮ですが、受講者の推薦をお願いします。

1 研修会の内容について

(1) 研修プログラム ※1回あたりの研修時間は3時間程度です。

- ア 災害をイメージする訓練（座学）
- イ 生き残るための訓練（実技訓練）
- ウ 生活するための訓練（避難所運営訓練）
- エ グループワーク・振り返り（意見交換）

(2) 開催方法

上記ア～ウをそれぞれ2～3日間の日程の中から受講される方が都合の良い日時を選択して受講していただく形で実施します。

※エのみ選択なしの必須参加となります。

2 参加者の募集方法について

- (1) 自主防災組織会長による推薦
- (2) 広報ちがさき等による公募（20名程度）

※申し込み方法は、自主防災組織会長へ声掛け、もしくは直接防災対策課へ

3 公募による参加者の条件

- (1) 自主防災組織の活動に役立てるために受講していただくこと
- (2) 受講後、受講者本人を自主防災組織会長に紹介することに承諾いただけること

4 今後のスケジュール（案）

- ・ 11月13日（水） まちぢから協議会連絡会への報告
- ・ 11月下旬 各自主防災組織への推薦依頼発送
- ・ 12月15日号 公募の広報開始（広報ちがさきへ募集記事掲載等）
- ・ 令和2年1月上旬～中旬 受付

・ 1月下旬～2月中旬 研修会開催

【参考資料】

① 研修会に参加者を推薦していただいている自主防災組織の数と参加者数

	第1回	第2回
平成27年度	71組織・114人	49組織・82人
平成28年度	68組織・102人	42組織・67人
平成29年度	69組織・115人	51組織・90人
平成30年度	65組織・108人	55組織・93人
令和元年度	50組織・78人	

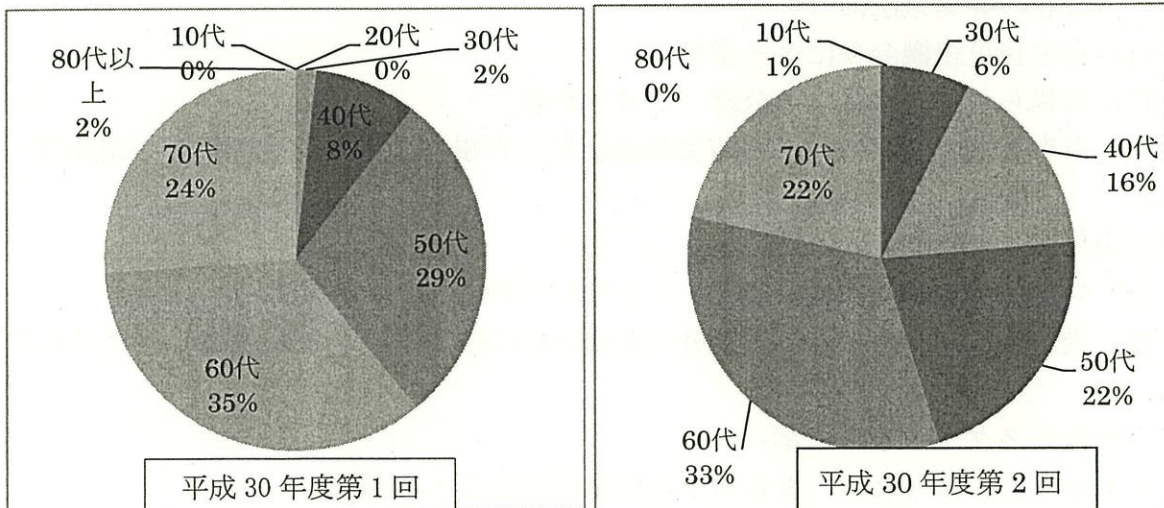
② 防災リーダーの自主防災組織別人数状況

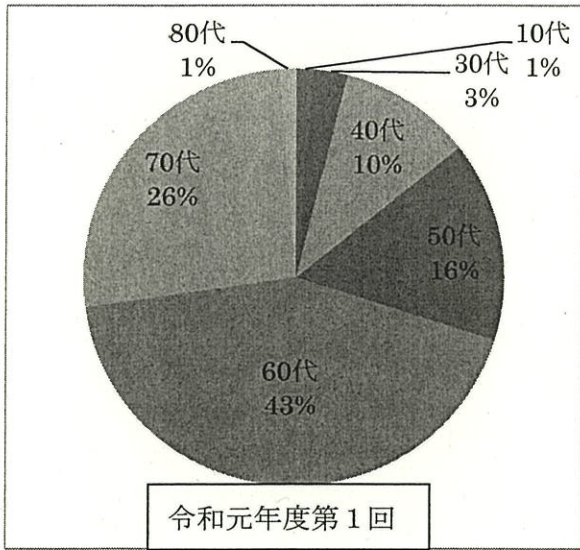
防災リーダー人数	自主防災組織数
0人	3組織
1～10人	38組織
11～20人	52組織
21人～30人	31組織
31人～40人	7組織
41人以上	5組織

③ 防災リーダーの年代別合計

年代	人数
10代	2人
20代	4人
30代	27人
40代	209人
50代	408人
60代	615人
70代	917人
80代以上	176人

④ 過去3回の年齢別参加者数





自主防災組織の活動に関するアンケート（案）

日ごろから、茅ヶ崎市の防災対策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

近年、全国各地で地震や風水害などの災害が発生する中で、自助、共助、公助の連携がますます求められおり、本市においても自主防災組織の皆さまとの連携をより図っていくために次のとおりアンケートを実施しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

自主防災組織名： _____

問1 該当する活動の欄に○印をつけてください。（該当のない場合は○印は不要です。）
 その他の活動がある場合は、「その他」欄に記入してください。

	実施しようと体制を整えている活動	実施したいとは考えているが、体制などが整っていない活動
要配慮者への情報提供		
要配慮者の安否確認		
要配慮者の避難支援		
避難所の運営支援		
その他 【自由記述】		

問2 問1の活動を行う上での自主防災組織としての課題を選択し、該当する番号に○印をつけてください。【複数選択可】

- 1 具体的な活動内容やそれに向けた平常時の取組内容が分からない。
- 2 活動する人材が不足している。
- 3 活動に必要な資機材が不足している。
- 4 その他 ()

問3 防災リーダーについて抱えている課題を選択し、該当する番号に○印をつけてください。【複数選択可】

- 1 防災リーダーのなり手（研修会の参加者）が確保できない。
- 2 継続して活動できない（しない）防災リーダーが多い。
- 3 防災リーダーの知識や技術の維持向上ができない。
- 4 その他 ()

裏面に続く

問4 今後整備しようと考えている資機材があれば、主なもの3つまでについて、数量、整備希望時期を記入してください。

資機材名	数量	整備希望時期

問5 問2・問3の課題解決のために必要な市の取組を選択し、該当する番号に○印をつけてください。【複数選択可】

- 1 自主防災組織の活動に関するアドバイザーの派遣
 - 2 自主防災組織の具体的な活動に関する事例の提示
 - 3 既存の防災リーダーに対する定期的な研修会の実施
 - 4 自主防災組織や防災リーダーの活動に関する広報、周知
 - 5 市の補助金（自主防災組織育成事業補助金制度）の充実
- 【具体的な内容を以下に記入してください。】

()

- 6 その他 ()

問6 今年の台風第15号や第19号などの災害における活動上の課題があれば記入してください。【自由記述】

()

問7 その他ご意見があれば記入してください。【自由記述】

()

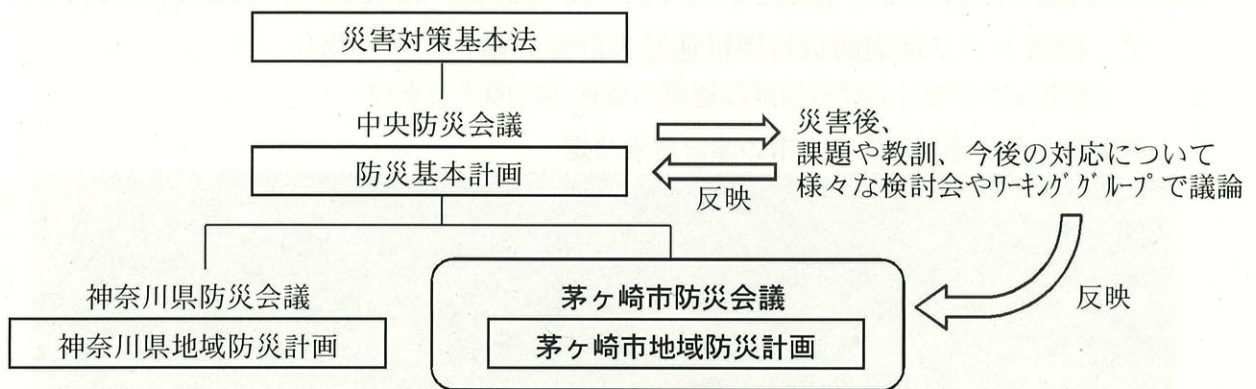
アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、●月○日までに防災対策課へご提出くださいますようお願いいたします。

茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）について

1 地域防災計画について

地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法に基づき作成する計画で、国が定める防災基本計画に基づき、すべての都道府県及び市町村に作成が義務付けられている計画です。本計画は、市をはじめ、国県等の防災関係機関、ライフライン事業者等で構成される防災会議が作成する計画で、地域で想定される災害に対して実施すべき対策を、予防、応急、復旧・復興の段階ごとにまとめた計画です。



また、地域防災計画は、災害対策基本法により「毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされています。

2 計画修正の考え

近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた、防災基本計画の修正、具体的な災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、各防災関係機関の取り組み等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、茅ヶ崎市地域防災計画の修正を行います。

3 主な修正の内容

(1) 各計画に共通する主な修正内容

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

- 社会全体としての防災意識の向上
- 「防災」と「福祉」の連携による避難行動の理解促進
- 防災教育の充実
- 住家の被害認定調査の効率化・迅速化
- 災害ボランティア関係者の連携のとれた活動

イ 市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正

- 災害応急対策活動の方針
- 主要な災害応急対策の基本的な考え方

ウ 受援体制の充実

- 保健医療に関する広域派遣チームとの連携
- 応援職員の派遣要請
- 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣
- 気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣

エ その他、市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、時点修正等

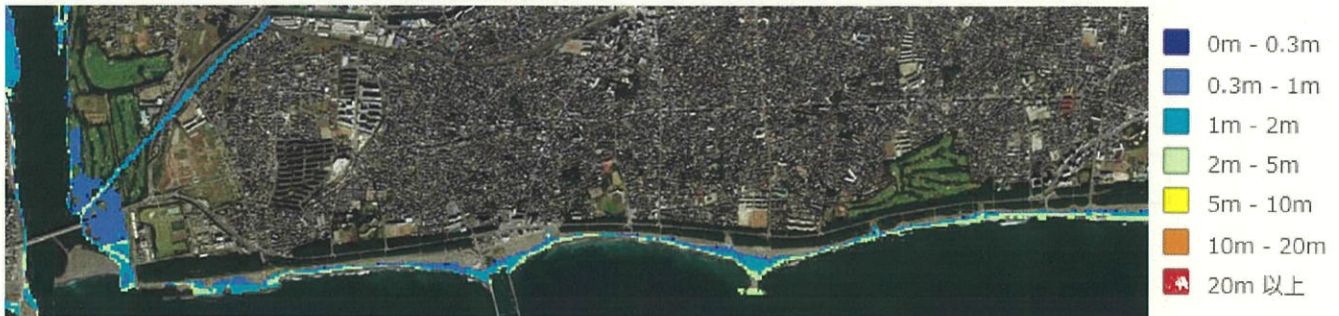
- 県現地災害対策本部の役割
- 医療救護対策の充実
- 文化財の保護
- 災害対策本部の廃止
- 避難所の閉鎖・統合
- 災害時コールセンターの設置
- 災害関連死者数の把握
- その他、時点修正等

(2) 地震災害対策計画の主な修正内容

ア 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正

- 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

■南海トラフ地震による本市の津波浸水想定



出典：「内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会」が発表した南海トラフ巨大地震の予測浸水深のうち、ケース⑥（「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域、分岐断層」を設定）の津波

(3) 風水害対策計画の主な修正内容

ア 「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を踏まえた修正

- 社会全体としての防災意識の向上（再掲）
- 「防災」と「福祉」の連携による避難行動の理解促進（再掲）
- 防災教育の充実（再掲）

イ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正

- 住民主体の避難行動を支援する防災情報の提供
- 災害発生情報の発令

ウ その他、市及び関係機関の取組による修正

- マイタイムラインの作成の促進
- 土砂災害警戒情報のプッシュ型配信
- 早期避難所の追加

4 今後のスケジュール

- ～11月29日 修正素案に対する意見の募集（パブリックコメント）
- 2月上旬 パブリックコメント結果の公表
- 2月上旬 茅ヶ崎市防災会議の開催（計画修正）


南海トラフ地震

— その時の備え —

知ることであなたと大切な人の命を守る

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震です。

次の南海トラフ地震は
いつ起きてもおかしくありません。



南海トラフ

南海トラフ巨大地震の
想定震源域



最大震度

7



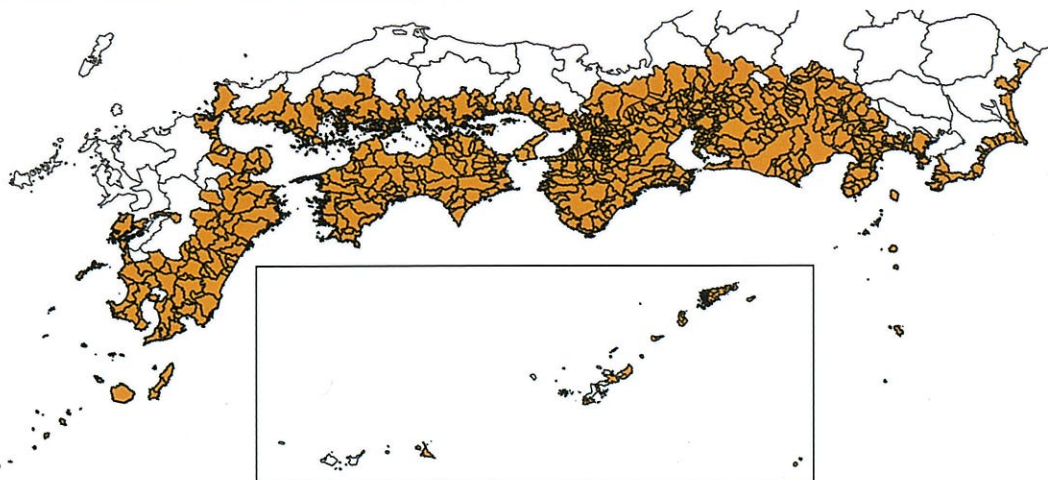
想定される津波高

最大 30m 超

南海トラフ地震の発生に伴い、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で著しい災害が生じるおそれがあります。特に沿岸部では津波による甚大な被害が生じる可能性があります。大きな被害が見込まれる地域では、南海トラフ地震に備える必要があります。

**南海トラフ地震で
大きな被害が
見込まれる地域**

南海トラフ地震
防災対策推進地域



指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で
海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、
過去の被災履歴への配慮

南海トラフ地震が発生したら・・・



地震発生 揺れを感じたらまず身を守る行動を

突然の揺れ

家庭で 頭を保護して机の下など頑丈な場所に隠れる

屋外で ブロック塀や電柱、自動販売機など、倒れる危険のある場所から離れる

沿岸部で 津波の発生・襲来に備えて、安全な場所に避難する



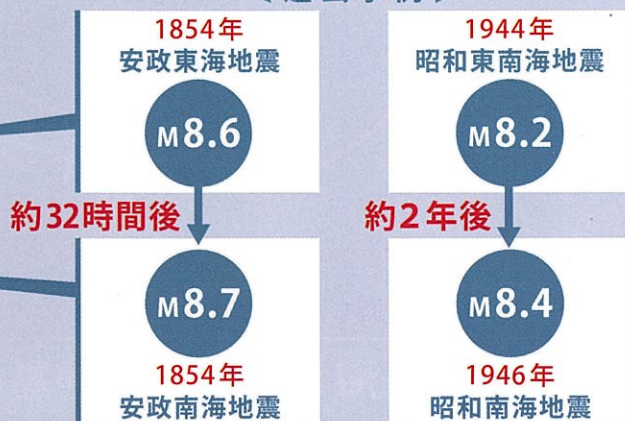
地震は一度では終わらないかも

～時間差で起きる場合も～

〔過去事例〕



南海トラフ巨大地震の想定震源域



※Mはモーメントマグニチュード
※西側で先に大規模地震が発生する可能性もあります。



時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ

南海トラフの想定震源域またはその周辺で
M6.8以上の地震が発生

南海トラフの想定震源域のプレート境界面で
通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性

発生から5分～30分後



南海トラフ地震臨時情報 (調査中)

防災対応をとる必要あり

プレート境界の
M8.0以上の地震 (※1)

M7.0以上の
地震 (※2)

ゆっくりすべり
(※3)

必要なし

それ以外



南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)



南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)

南海トラフ地震臨時情報
(調査終了)

- 日頃からの地震への備えを再確認する等
- 津波からの避難が間に合わない一部の地域では引き続き1週間避難を継続



国からの呼びかけ等に従って行動を

- 日頃からの地震への備えを再確認する等



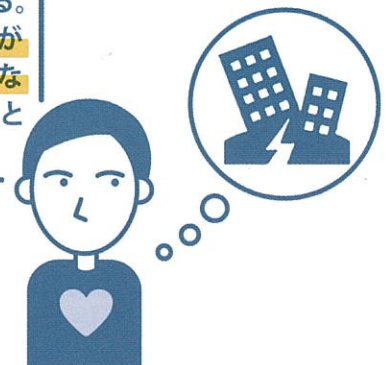
- 通常的生活。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意

- ・ 警戒措置を解除し、さらに1週間、地震への注意措置をとる。

- 日頃からの地震への備えを再確認する等

- 地震の発生に注意しながら通常的生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意

- 地震の発生に注意しながら通常的生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意



発生後

2時間程度～1週間※

1週間～2週間

2週間～

※ゆっくりすべりが観測された場合は、それが収まったと評価されるまで

※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生

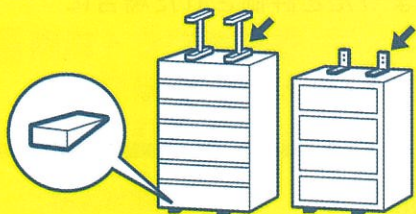
※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生 (ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く)

※3 住民が揺れを感じる事が無い、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など

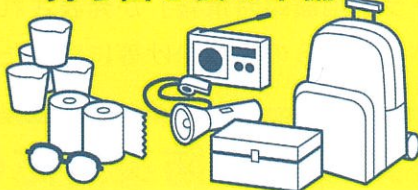


地震の発生に備えよう

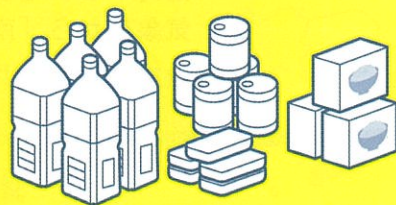
□ 家具の固定



□ 非常用 持ち出し袋の準備



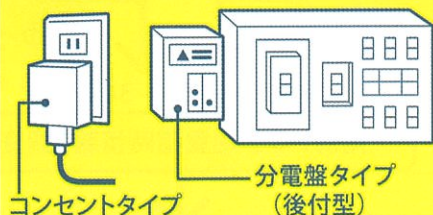
□ 水や食料の備蓄



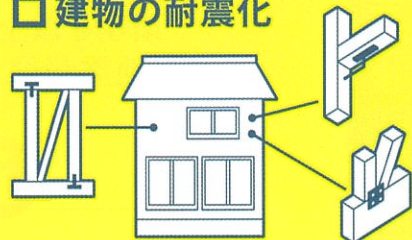
□ 避難場所や 避難経路の確認



□ 感震ブレーカーの設置



□ 建物の耐震化



自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

(発表条件)

i 南海トラフ地震 臨時情報

キーワード

調査中

巨大地震警戒

巨大地震注意

調査終了

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合
- 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合
- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
- 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

i 南海トラフ地震 関連解説情報

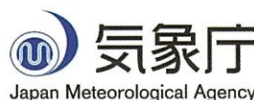
- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

i お問い合わせ先



内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎8号館
電話：03-5253-2111(大代表) FAX：03-3501-6820
内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>



気象庁地震火山部地震予知情報課

〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話：03-3212-8341(代表) FAX：03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)
気象庁ホームページ
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>



「まちぢから協議会への効果的な支援のあり方」に関する 意見交換実施結果の報告及び今後のスケジュールについて

平成28年4月に条例が施行され、本格稼働した新たな地域コミュニティの取組みについて、条例施行後3年が経過し、人的支援・財政的支援など、より実態に合った効果的な支援のあり方になるようコミュニティ事業の検討・検証を行っているところです。

まちぢから協議会連絡会7月定例会において、ご依頼した後、まちぢから協議会が設立されている全12地区への意見交換を実施し、地域活動の中心的な役割を担い、実行していただいている各地区の皆様から貴重なご意見をいただくことができました。

(主な意見等については、別紙資料「取りまとめシート」のとおり)

今後のスケジュール等について

◎12月以降

各地区まちぢから協議会に対し、再度、意見交換を実施したいと考えております。

財政的支援のあり方については、これまで地域担当職員より運用に関する助言を行っていましたが、補助金の交付に関する手続きや考え方、補助金対象経費を明確化するために(仮称)「まちぢから協議会への財政的支援の手引き(素案)」を作成します。

本手引き(素案)をお示ししながら、意見交換を実施し、補助金の概要を改めてご理解いただくとともに、補助金を活用したさらなる地域活動の推進の一助となるような手引きの作成に関してご意見をいただきますようお願いいたします。

・実施方法について

対象：各地区まちぢから協議会の役員等(組織の中心的な役割を担っている方々)

時間：1時間～最大2時間程度

※ 前回の意見交換では、役員会等の前段でご準備をいただきましたが、まちぢから協議会のあり方に関する議事内容が多岐にわたるため、大幅な時間延長となってしまいました。

そのことを踏まえ、今回の意見交換は、別日程での開催を希望、調整をさせていただきます。

場所：各地区まちぢから協議会拠点施設

◎令和2年3月まで

昨年度から実施してきた全国先進都市へのアンケート等による資料結果や各地区との意見交換内容を踏まえ、(仮称)「新たな地域コミュニティ制度及びまちぢから協議会への効果的な支援のあり方に関する検証(素案)」をまとめ、検証結果を報告します。

検証結果に基づき、必要な要綱・要領等の体系を整理します。

①人的支援について

【主な意見】

- ・人的支援は今後も必要
- ・地区専任の職員を常駐させてほしい(要望と、当初そういった説明だったはず、という意見を含む)
- ・一方で、本来はもっと地域の事務は地域がやるべきであるとも感じている
- ・支援する地域担当職員には様々な情報提供、気づきを与えて欲しい(現状に満足している、満足していないを含む)
- ・1人1地区担当の職員配置を望む
- ・現在の人的支援体制で問題ない

【その他】

- ・特に会計事務は専門性が求められるので、会計事務を担う人的支援を望む
- ・専属の職員配置を検討するなら、公民館との連携を図り、横の繋がりをもって人的配置する必要がある
- ・全国的に働き方の見直しがなされている中、地域担当職員が夜間や休日勤務に対応している現状は時代に合っていない
- ・市OBに住民としてもっと地域活動に参加してほしい
- ・拠点配備職員と地区防災部会が平常時より緊密に連携できればよい
- ・(現状の人的支援)資料提供、印刷、議事録 → (将来の理想の人的支援)アドバイザー

②事務局機能について

【主な意見】

- ・地域活動において、活動拠点(事務局)の設置は必要
- ・物理的に事務局を設置出来る場所がない
- ・コミセンに事務局機能を持たせるなら、コミセン業務の一つであるとの明確な位置づけが必要
- ・コミセンとまちぢから協議会の協力は必要(現在協力体制にある、将来的に協力してもらいたいと思っているを含む)
- ・既にコミセンスタッフには簡単なまちぢ業務を担ってもらっている(頼みやすさに差はあり)
- ・コミセンのスタッフはまちぢから協議会への理解度が低い
- ・コミセンに事務局を設置するなら、それなりの予算措置を望む(スタッフ・事務局長への人件費、施設の改築等)

【その他】

- ・事務局機能の構築には行政の積極的介入が必須
- ・コミセンスタッフと、まちぢ役員を兼ねている人材がいるおかげで、まちぢの事務ができています
- ・まちぢの業務はボランティア、一方コミセンの業務は雇用によって賃金が発生している。ここをどう整理するか
- ・事務局はコミセンにあるべきとの考えは理解できるが、物理的問題がある場合は近隣公共施設も視野に入れてもよいのでは
- ・コミセン連絡会、まちぢ定例会の関係性、開催頻度のあり方を見直す必要もある。会議出席への負担感も検討すべき
- ・まちぢから協議会、コミセン管理運営委員会が共存することで良い関係性を築いており、現状のままで問題ない

③財政的支援について

【主な意見】

- ・運営費の運用を検討してほしい(申請方法、振込時期、使途の解釈、使途の拡大を含む)
- ・運営費の25万円は少ない
- ・特定事業の提案手続き、審査が煩雑。簡略化してほしい
- ・特定事業のメニューに疑問がある(提案済みの案件と、市が提示しているメニューの双方を含む)
- ・運営費の25万円で足りている
- ・自主財源の取り扱い、地域に還元できるようにしてほしい

【その他】

- ・価格に大きな変動がなく、毎年特定事業で継続提案しているもの(広報紙発行活動など)は当初より運営費に上乗せしてほしい
- ・活動の活発さにより、運営費に差をつけてほしい→活動が活発だと事務も多く、繁雑なため、事務局員への手当てに充ててあげたい
- ・特定事業で業者委託があるときに、地区内の業者を優先させてほしい
- ・特定事業で継続提案しているものの経常費(PCのランニングコスト、物品の維持管理代など)に対する保証がほしい
- ・活動を実施する中で、当初の特定事業の申請額を超えた場合、200万の枠内であれば使用できる仕組みにしてほしい

④その他

【主な意見】

- ・まちぢから協議会として何をすべきか、何を目指しているのか明確にする必要がある。
- ・まちぢの認知度が低い。活動を活発にするためにも、各種団体、一般市民、職員等に対し認知度を上げる周知・啓発が必要
- ・どの団体も担い手が不足している。
- ・まちぢの取組が市の計画(都市計画等)に反映できる仕組みをつくってもらいたい

令和元年台風第19号に伴う市の対応状況及び被害状況等について

1 降雨状況（市内での降り始め（10月12日2時）から降り終わり（同日23時）まで）

- (1) 総雨量 155.0mm
- (2) 1時間最大 19.0mm（10月12日8時00分頃）
- (3) 10分間最大 5.0mm（10月12日9時30分頃）

※いずれも消防本部の雨量観測所のデータ

2 風速情報

- (1) 平均風速（最大） 10.8m/s（10月12日20時～21時）
- (2) 瞬間最大風速 37.8m/s（10月12日20時10分頃）

※いずれも消防本部の雨量観測所のデータ

3 気象情報

- 10月11日 16時57分 波浪警報、雷注意報【発表】
- 21時42分 大雨注意報、洪水注意報【発表】
- 10月12日 4時24分 高潮注意報【発表】
- 6時23分 暴風警報【発表】
- 7時05分 大雨警報、洪水警報【発表】
- 9時28分 高潮警報【発表】
- 23時21分 高潮警報【解除】
- 10月13日 3時37分 大雨警報、暴風警報、波浪警報【解除】
- 6時51分 洪水警報【解除】

4 河川水位情報（10月12日 最大値）

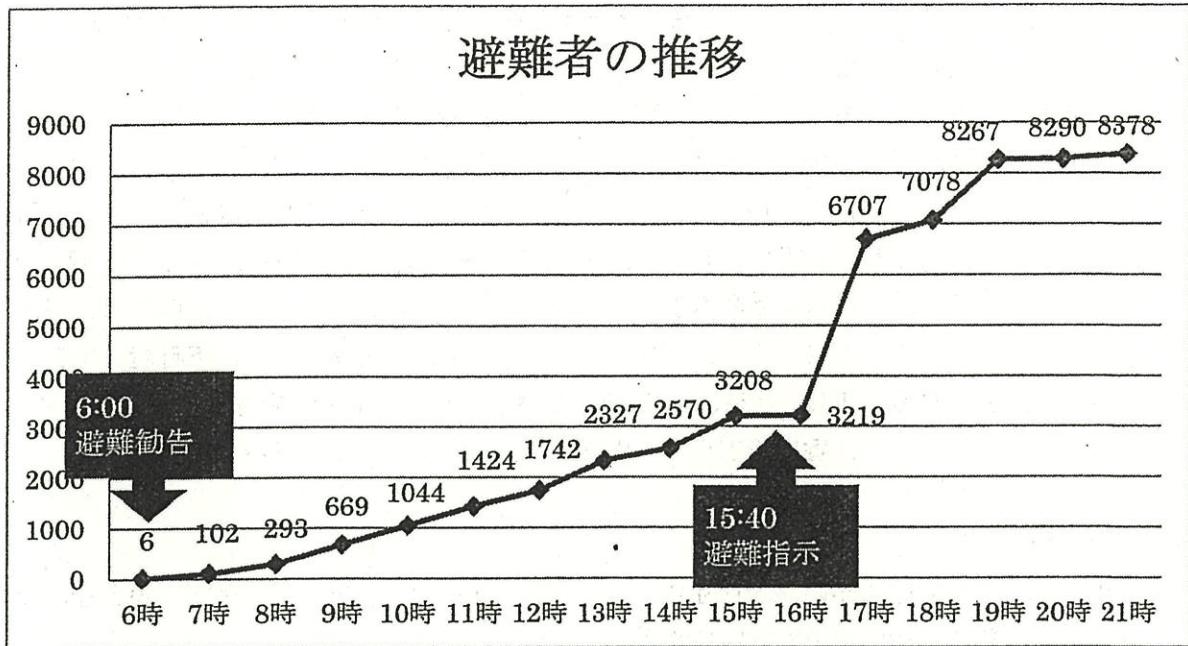
- (1) 千ノ川（梅田橋） 1.71m【18時20分】※避難判断水位2.20m
※氾濫危険水位2.50m
- (2) 小出川（一ツ橋） 2.52m【14時30分】※避難判断水位2.90m
※氾濫危険水位3.00m
- (3) 小出川（新鶴嶺橋） 2.59m【18時40分、19時20分】※避難判断水位2.50m
※氾濫危険水位2.70m
- (4) 相模川（神川橋） 8.30m【13日0時20分】※避難判断水位7.80m
※氾濫危険水位8.70m

5 避難状況

- ・避難所開設数 38か所（公立小中学校32校、協定締結先等6か所）
- ・避難のあった避難所数 38か所
- ・避難者数 8,725人（※内訳は別紙のとおり）

※避難者名簿を精査した結果、12日21時時点から350人程増えています。

6 避難者の推移



7 被害情報等

- (1) 人的被害 3件（軽傷）
- (2) 物的被害 31件（※市が把握したもののみ）
 - 倒木：22件、道路冠水：3件、通行止め：5件、文化財破損：1件
- (3) 停電被害（※東京電力より情報収集）
 - 市内で約3,400軒
 - ア 12日 19時19分～22時28分
 - 萩園：約600軒
 - イ 12日 20時15分～13日 3時06分
 - 常盤町：10軒未満、浜竹二～三丁目：約50軒
 - ウ 12日 20時22分～13日 4時30分
 - 赤羽根：約970軒、甘沼・香川一丁目・松林三丁目：10軒未満、
 - 高田一～四丁目：約1690軒、室田一～三丁目：約560軒
 - 本村五丁目：約140軒

8 避難情報及び災害対策本部の状況

(1) 避難情報の状況

- ア 10月12日 6時00分 【警戒レベル4】避難勧告
 - 発令区域：土砂災害、小出川又は千ノ川の氾濫による被害が想定される地区
 - 茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎三丁目、本村五丁目、十間坂三丁目、南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、平太夫新田、西久保、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三

丁目、今宿、中島、松尾、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、香川七丁目、甘沼、赤羽根、高田一丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、室田二丁目、室田三丁目、行谷、芹沢、堤、下寺尾

イ 10月12日 15時40分 【警戒レベル4】避難指示（緊急）

発令区域：相模川の浸水想定区域

茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、本村五丁目、十間坂二丁目、十間坂三丁目、南湖一丁目、南湖二丁目、南湖三丁目、南湖四丁目、南湖五丁目、南湖六丁目、南湖七丁目、萩園、平太夫新田、西久保、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、みずき一丁目、行谷、下寺尾

9 市の主な対応状況等

- ・台風第19号の接近に伴い、10月8日（火）より横浜地方気象台及び民間気象会社に問い合わせ、気象情報や気象予測を定期的に収集し、台風に備えた体制をとった。
- ・10月9日（水）に、臨時危機管理対策検討課長会議を開催し、気象情報の共有と今後の対応について協議を行った。
- ・10月11日（金）10時に災害対策本部を設置するとともに、総括、避難所、要配慮者、広報対策に全庁的に対応するための班を立ち上げ、13日（日）10時30分の解散までに8回の本部員会議を開催し、避難所開設や避難勧告の発令などの対策について協議した。
- ・10月12日（土）6時に32校の避難所を開設し、同時刻に避難勧告を発令した。同日夕方頃から避難者の増加が見込まれたことから、県立高等学校へ避難所開設の依頼を行うとともに、協定締結先の民間事業者においても自主的に避難者を受入れていることを確認し、改めて避難所の開設を依頼した。
- ・相模川の水位が上昇したことから、同日15時40分に相模川の洪水による浸水が想定される地域に対し、避難指示を発令。また21時30分頃には、城山ダムの緊急放流に伴う相模川の水位上昇に伴う注意喚起を防災行政用無線で行った。
- ・風雨が落ち着いた13日朝方以降、避難者が帰宅した所から順次閉鎖し、午前8時31分に全所が閉鎖となった。
- ・10月12日（土）から14日（月）にかけて、市長、副市長、教育長をはじめ、各部長以下、約500名の職員が避難所運営、災害対応、台風通過後の事後対応を行った。

避難者の状況（災害対策地区防災拠点（避難所））

令和元年11月13日時点

指定避難所名		避難所避難者 (人)
1	茅ヶ崎小学校	335
2	鶴嶺小学校	710
3	松林小学校	39
4	西浜小学校	264
5	小出小学校	219
6	松浪小学校	87
7	梅田小学校	164
8	香川小学校	395
9	浜須賀小学校	16
10	鶴が台小学校	214
11	柳島小学校	166
12	小和田小学校	79
13	円蔵小学校	131
14	今宿小学校	499
15	室田小学校	382
16	東海岸小学校	33
17	浜之郷小学校	211
18	緑が浜小学校	49
19	汐見台小学校	5
20	第一中学校	12
21	鶴嶺中学校	581
22	松林中学校	164
23	西浜中学校	454
24	松浪中学校	45
25	梅田中学校	170
26	鶴が台中学校	104
27	浜須賀中学校	40
28	北陽中学校	109
29	中島中学校	405
30	円蔵中学校	266
31	赤羽根中学校	32
32	萩園中学校	867
合 計		7, 247

避難者の状況（2次避難所）

指定避難所名		避難所避難者 (人)
1	茅ヶ崎西浜高校	96
2	鶴嶺高校	15
3	株式会社アルバック	977
4	アルバックテクノ 株式会社	57
合 計		1,145

その他の避難施設		避難所避難者 (人)
1	ハマミーナ	348
2	山治ビル	20
合 計		368

避難者数 合計 8,760人



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和元年10月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい物(車から荷物等を盗む犯罪)		の(部品やバイクの部品を盗む)		置引き		器物損壊		累計
	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	
茅ヶ崎地区	1	3		1			2	19		4	14	129			1	2	9			9	175
茅ヶ崎南地区							6		4	7	62			2	1	4			4	82	
南湖地区		1		1	2	1	2		1		12		1		1		2	1	4	27	
海岸地区	2	6			2	1	3			3	15		2						7	35	
鶴嶺東地区				3		1	6		4	3	15				3		3		4	39	
鶴嶺西地区	1	4		1			2		6	1	12	1	2		3				6	36	
湘南地区	1	4		3			5			1	18				1		5			36	
松林地区		1		1	2		2		1	2	7		3		1				1	19	
湘北地区		3					2		3	2	12		1	1	5		1	1	3	30	
小和田地区					1		1				13				1				2	18	
松浪地区		1				1	3		3	2	32		3		2				3	50	
浜須賀地区		2					1			1	8		2		1				1	15	
小出地区		1			2		5				1		2		2				1	17	
合計	5	26	0	10	0	10	5	57	0	26	36	336	1	16	1	23	3	24	6	51	579

人身事故発生件数		死者数		負傷者数	
521(-64)		5(+3)		606(-82)	
	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市	391 (-62)	148 (-17)	101 (-34)	157 (+7)	
寒川町	130 (-2)	40 (-3)	37 (-2)	40 (+6)	
合計	521	188	138	197	

形態別		累計	割合	県警合計(H30)
高齢者 	30年	208	—	6,485(-639)
	R1年	188(-20)	36.1%	県平均対比 34.0%
二輪車 	30年	174	—	5,296(-586)
	R1年	138(-36)	26.5%	県平均対比 27.7%
自転車 	30年	184	—	4,522(-517)
	R1年	197(+13)	37.8%	県平均対比 23.7%
子ども (中学生以下の者) 	30年	41	—	1,483(-210)
	R1年	49(+8)	9.4%	県平均対比 7.8%

令和元年振り込め詐欺地区別発生状況(10月末現在)

地区	番号	発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎	1	5月28日	オレオレ	本村	68	女	未遂検挙
	2	9月25日	オレオレ	本村	82	女	
茅ヶ崎南							
南湖	1	5月23日	オレオレ	南湖	84	女	
海岸	1	8月6日	オレオレ	東海岸北	85	女	
	2	8月8日	オレオレ	東海岸北	81	女	
	3	9月24日	オレオレ	東海岸南	81	女	
	4	9月19日	オレオレ	東海岸南	76	女	
鶴嶺東							
鶴嶺西	1	1月29日	オレオレ	今宿	73	女	
	2	4月12日	オレオレ	萩園	77	女	
	3	4月10日	架空請求	萩園	69	男	未遂検挙
	4	10月9日	オレオレ	今宿	80	女	
湘南	1	5月7日	オレオレ	浜見平	85	女	
	2	5月7日	オレオレ	浜見平	81	女	
	3	9月25日	オレオレ	浜見平	81	男	
	4	10月4日	オレオレ	柳島	80	女	
松林	1	7月10日	架空請求	松林	61	女	
湘北	1	1月31日	オレオレ	香川	85	女	
	2	7月25日	オレオレ	香川	82	女	
	3	9月27日	オレオレ	鶴が台	89	男	
小和田							
松浪	1	7月1日	オレオレ	ひばりが丘	73	女	
浜須賀	1	1月10日	還付金	松が丘	63	男	
	2	5月28日	オレオレ	浜須賀	86	男	
小出	1	5月7日	オレオレ	堤	80	女	
寒川	1	5月15日	オレオレ	大曲	85	女	
	2	7月26日	オレオレ	岡田	81	女	
	3	9月12日	オレオレ	田端	75	女	

環境指導員 令和2年度からの変更点

	令和元年度まで	令和2年度以降
位置づけ	「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき非常勤嘱託員として市長が委嘱	「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき肩書として市長が委嘱
報酬	「茅ヶ崎市非常勤嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき非常勤嘱託員（特別職）として年度末に1人28,000円をお支払い	無報酬
人数	環境指導員選出の基準に準じる	人数制限なし

○茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所に係る維持管理手数料交付要綱（素案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、ごみ及び資源物の集積場所に係る維持・管理手数料の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 自治会は次に掲げるごみ及び資源物の集積場所の維持管理等に関する業務を行うものとする。

- (1) ごみ及び資源物の集積場所でのごみの分け方及び出し方の助言等
- (2) ごみ及び資源物の集積場所の管理等に関する助言等
- (3) その他ごみ及び資源物の集積場所の維持・管理等に関して必要な事項

（手数料）

第 3 条 市長は、自治会に対し、ごみ及び資源物集積場所に係る手数料(以下「手数料」という。)を支払うものとする。

（手数料の額）

第 4 条 手数料の額は次の各号に掲げる自治会の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 自治会(次号に掲げるものを除く)区域において 600 世帯までにあつては 56,000 円とし、600 世帯を超える場合にあつてはさらに 300 世帯を超えるごとに 28,000 円を加えて得た額。
- (2) 別表に掲げる自治会区域において 600 世帯までにあつては 28,000 円とし、600 世帯を超える場合にあつてはさらに 600 世帯を超えるごとに 28,000 円を加えて得た額。

（手数料の請求）

第 5 条 手数料の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 請求書(第 1 号様式)
- (2) 業務完了報告書(第 2 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

（手数料の支払）

第 6 条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求があつた日から 1 月以内に手数料を支払うものとする。

（届出事項）

第 7 条 自治会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 自治会の名称又は代表者に変更があつたとき。
- (2) 自治会が解散したとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、手数料の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

※第4条における各自治会区域内の世帯数の算出方法イメージ

自治会加入世帯数	76,057
市内世帯数	100,278
比率	1.32

の場合

自治会	加入世帯数①	区域内推定世帯数	手数料額(円)
A自治会	400	528	56,000
B自治会	460	607	56,000
C自治会	700	924	84,000
D自治会	930	1228	112,000
E自治会 (集合住宅)	400	528	28,000
F自治会 (集合住宅)	950	1254	56,000